

## 総務省自治税務局市町村税課派遣研修の概要

1. 派遣先 総務省自治税務局市町村税課
2. 研修期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（1年間）
3. 募集人員 1名
4. 募集基準 一般事務の主任職又は主事職の職員で、令和5年3月31日現在、狛江市における勤続年数が3年以上、概ね35歳までの者（ただし、応募者が不在の場合は、募集基準の変更もあり得るものとする。）
5. 募集期限等 令和5年2月3日（金）までに各所属の部長を通じて、職員課長へ申し込む。
6. 派遣者の決定 複数の応募があった場合は、希望者との面談及び所属課長等の意見を参考に選考する。
7. 研修目的 総務省自治税務局市町村税課は、市町村民税の企画・立案、ふるさと納税に関する事務を所掌している。自治体にとって、地方分権が進展する現在、地方税財源のさらなる充実及び確保が最重要課題となっている。今回の派遣では、賦課徴収の仕事にとどまらず、新たな税制度を企画、立案する現場を体験し、その増減収額、課税実務や経済界への影響、さらには納税者への理解等を踏まえた多面的な分析の有様を肌で感じて来てもらうことを研修目的とする。特に多様な意見がぶつかり合う税制調査会の実務を体験の上、狛江市に戻った後、その知見を活かして活躍していただくことを想定している。
8. 勤務条件 常勤の一般職国家公務員（総務省事務官）
  - (1) 併任（派遣研修）
  - (2) 給与は、派遣元団体が支給する。
  - (3) 勤務時間、休日、休暇等は、派遣先団体の「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」を適用する。  
なお、年次休暇については、派遣元団体の条例を適用し、通算する。
  - (4) 退職手当は、派遣元団体が負担する。
  - (5) 旅費は、派遣先団体の「国家公務員等の旅費に関する法律」を適用する。

- (6) 共済組合は、派遣元団体に所属する。
- (7) 共済会は、派遣元団体に所属する。
- (8) 公務災害補償は、派遣元団体はその負担において行う。
- (9) 研修、健康診断は、派遣元団体が行う。
- (10) 分限及び懲戒は、両者協議してそれぞれ行う。  
※その他勤務条件は、総務省と狛江市との協議による。